

政令番号 251 ビス(水素化牛脂)ジメチルアンモニウム=クロリド

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成19年度、農業以外）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・移動量合計
		大気への排出	水域への排出	土壌への排出・所内埋立	排出量合計	下水道への移動量	廃棄物搬出	移動量合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県						2.4E+0	2.4	2.4
9	栃木県								
10	群馬県		3.2E+1		32.0		6.2E+3	6,200.0	6,232.0
11	埼玉県					2.0E+0	2.9E+1	30.6	30.6
12	千葉県		3.0E-1		0.3		2.1E+1	21.0	21.3
13	東京都								
14	神奈川県					7.5E+0	1.1E+1	18.5	18.5
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県					7.0E-1	7.7E+0	8.4	8.4
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県		2.0E-1		0.2		5.2E+2	516.0	516.2
24	三重県		3.1E+3		3,100.0		2.5E+1	25.0	3,125.0
25	滋賀県						9.2E+1	92.0	92.0
26	京都府								
27	大阪府					3.2E+1	6.3E+1	94.9	94.9
28	兵庫県								
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県						1.1E+2	110.0	110.0
34	広島県	1.1E+1			11.0		1.2E+2	120.0	131.0
35	山口県								
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県					3.0E+0		3.0	3.0
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全国		1.1E+1	3.1E+3		3,143.5	4.5E+1	7.2E+3	7,241.8	10,385.3

注1) 農業は使用先別使用量として別表に示す。